

じんけん通信

令和元年(2019年)10月(第138号)

滋賀県の外国人人口は年々増加しており、平成30年末には100か国と1地域の29,263の方が生活しています(前年同時期に比べると10.3%増えており、この増加率は全国で10番目に高くなっています)。

また、今年4月の改正入管法(出入国及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律)の施行により、外国人人口はさらに増加することも見込まれています。

このような状況の中、県内でも今後、身近ところで外国人と接する機会がさらに増えていくことが予想されますが、まずは「地域の中では日本人も外国人も同一人の住民であり、共に暮らす仲間」として、交流を深めていきたいものです。

今月のじんけん通信では、[県広報誌「滋賀プラスワン」9-10月号](#)に掲載している「ふれあいプラスワン」の特集記事「みんな同じ地域に暮らす人～交流を深め、共に生きる豊かな社会へ～」に加筆、再編集してお届けします。

ぜひ、ご覧ください。

特集 みんな同じ地域に暮らす人 ～交流を深め、共に生きる豊かな社会へ～

●インタビュー「まずは、お互いの文化や生活習慣を知ることから」

(うえはら上原ジャンカルロさん、いとめしづか糸目志津香さん、あんようじゆみ安養寺由美さん)

◆参加自由の気軽な交流会



上原 ジャンカルロさん

甲賀市で国際交流の活動をしている私とは違い、私の妻をはじめ、近所に住む知

り合いの外国人の多くが地域の人と話す機会がほとんどないことがずっと気にかかっていました。そんな時、甲賀市国際交流協会のイベントで同じ学区に住む糸目さん・安養寺さんと知り合い、地域の中に日本人と外国人が出会える場をつくろうと、3人で交流会をはじめました。

参加者がそれぞれの国の料理を一品ずつ持ち寄り、食べながらおしゃべりを楽しむ「ポットラックパーティー」という気軽な交流会です。昨年1月からスタートして今回で8回目の開催となり、最近では楽しみにしてくれる人も増えてきました。



↑ポットラックパーティーの様子

(この日はブラジル・中国・日本・ベトナム・ペルーなどの方が、それぞれの国の料理を持ち寄って参加されていました。)

◆顔を合わせることが大事

まずは交流会で顔見知りになり、道やスーパーなどで出会ったらあいさつを交わすくらいの関係になればいいですね。

直接顔を合わせて話をするにより、お互いのことを少しずつ理解し合えるようになれば、生活習慣の違いなどから起こる身近なトラブルも防ぐことができます。

今後は、地域で災害にどうやって備えるかなども、参加者や自治会の方と一緒に考えていきたいです。

◆地域に暮らす仲間として



安養寺 由美さん 糸目 志津香さん

交流会には、毎回いろいろな国の方が参加されます。そのため、交流会では簡単な日本語で、相手に伝わるようお互いに工夫しながら話をするようにしていま

す。外国の方にとっては、日本語になじんでもらうよい機会にもなっています。

日頃から近所の方と交流していれば、災害などのいざという時にもお互いに助け合えると思います。日本人・外国人ということに関係なく、同じ地域に暮らす仲間として、いろいろな人がつながりをもって地域を支えていけたらいいですね。少しずつそういった環境にしていきたいです。

●交流会を取材して



↑ 交流会の参加者の皆さんと、参加者の声

今回の取材では、参加された皆さんがとても楽しそうに、ごく自然な形で交流されている姿がとても印象的でした。主催者のお言葉を借りると「ゆるく」、「気負いすぎない」こと、そして何よりも「みんなが楽しめる場所」にすることが、交流会を続けるためのコツのようです。

また、ふれあいプラスワンには掲載できませんでしたが、主催者のお一人の『日本人だから』『外国人だから』ということではなく、『人として』気軽に助け合える関係をつくっていきたい」というお話がとても印象に残りました。このような視点は、外国人だけでなく、障害者や高齢者など、多様性が受け入れられ一人ひとりの人権が尊重される社会をつくっていく上で、とても大事なものなのではないでしょうか。

皆さんもいきなり「交流会」というと敷居が高いように感じられるかもしれませんが、まずはお互いにあいさつを交わすことからでもよいので、身近なところで、自分にできることから始めていただき、「日本人も外国人も同じ地域に暮らす仲間」という気持ちを深めていただければと思います。

※地域で開催されているイベントなどは、県や各市町の国際交流協会のホームページでも紹介されています。

[\(公財\) 滋賀県国際協会のホームページはこちら](#)

●「やさしい日本語」について

今回のインタビューでもお聞きした「簡単な日本語で工夫しながら話す」ということは、地域で暮らす様々な外国の方と意思疎通し、交流を深めていくにあたって重要なポイントです。

このような簡単な日本語については「『やさしい日本語』ってなに!？」と題して、「ふれあいプラスワン」平成30年3-4月号に特集記事を掲載しています。

「やさしい日本語」は、外国人だけでなく高齢者や子ども、障害のある方などの皆さんにもわかりやすく伝えるための大切な視点です。

ぜひ、ご覧ください。

「ふれあいプラスワン」平成30年3-4月号の記事はこちら

●啓発活動等のご案内（多文化共生・国際交流）

「ふれあいプラスワン」や「じんけん通信」では、これまでも「多文化共生」や「国際交流」に関する様々な記事を掲載しています。まだお読みでない方はぜひ、チェックしてみてください。

◆ふれあいプラスワン

(再掲) 「やさしい日本語ってなに!?!~みんなに優しい みんなに易しい言葉で伝えよう~」

甲賀市国際交流協会（H30年3-4月号）

「お互いの文化を認め合い、交流を深め共に生きる」

ブラジル学校「日本ラチーノ学院」（H28年3-4月号）

「地域社会で共に生きる 外国籍住民を支えるために」

多文化共生支援センター（H24年9-10月号）

◆じんけん通信

「まずは、『あいさつ』から始めませんか!」

(R1年6月号)

「お互いの歩み寄りから始まる多文化共生」

ボランティアグループ「カリーニョ」（H30年1月号）

「外国にルーツを持つ子どもの進路ガイダンス」

(公財) 滋賀県国際協会（H29年11月号）

「多文化共生」

ブラジル人向けスーパー「パトリアミンニャ (Pátria Minha)」（H28年6月号）

「共に進めよう!安全・安心なまちづくり」

草津市機能別消防団員の皆さん（H28年1月号）

また、啓発広告や学習教材も作成していますので、学校や職場、地域の研修会などでご活用ください。

◆テレビスポット広告

「多文化共生（やさしい日本語）」編（H30年12月）

「多文化共生（夏祭り）」編（H29年9月）

「多文化交流・平和と人権」編（H23年9月）

◆[啓発テレビ番組](#)

「外国人の人権」編（H25 年度）

◆[学習教材](#)

「こころやわらかく」（H30 年度）

「ジンケンダーと考える一人ひとりの人権」（H26 年度）

●（公財）滋賀県国際協会からのお知らせ

◆[外国人向け情報紙「みみタロウ」](#)

滋賀県国際協会では、日本の各種制度や地域の情報など、生活に役立つ情報を多言語でお届けする情報紙「みみタロウ」を発行しています。

[滋賀県国際協会のホームページ](#)に掲載しているほか、県内各市役所・町役場の窓口、各市町の国際交流協会などにも設置していますので、興味のある方はぜひ一度ご覧ください。

- ・発行言語：10言語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、ハンガル、中国語（繁体字・簡体字）、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）
- ・お問い合わせ（公財）滋賀県国際協会
TEL：077-526-0931
FAX：077-510-0601



◆[「しが外国人相談センター」\(Shiga Foreign Residents Informaiton Center\)](#)

滋賀県国際協会では、県内在住の外国人の方々を対象に、生活相談窓口を開設しています。滋賀県で生活する中で、言葉や文化、制度や習慣の違いで困ることがあった時などのサポートを行っていますので、外国人本人のご利用はもちろん、身近に困りごとを抱えた外国人の方がいらっしゃる場合は、ぜひセンターのことを教えてあげてください。

- ・場 所：（公財）滋賀県国際協会（大津市におの浜 1-1-20 ピアザ淡海 2F）
- ・相談日時：月～金曜日（土日祝日、年末年始はお休み）
- ・TEL：077-526-5646
- ・E-mail：mimitaro@s-i-a.or.jp

人権カレンダー 10月

- **里親月間**

里親とは、さまざまな事情で家族と暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情を持って養育する方々です。月間中は、全国各地で里親制度の説明会や里親経験者による体験発表会、ポスター掲示など、さまざまな周知活動が行われます。里親になるには特別な資格は必要ありません。あなたも子どもたちの未来のために、仲間に加わってみませんか。詳しくはこちらをご参照ください。

[じんけん通信バックナンバー平成26年\(2014年\)5月号\(第73号\)](#)

- **臓器移植普及推進月間**

臓器移植とは、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療です。臓器提供に関する意思表示においては、「提供する」「提供しない」どちらの意思も尊重されます。家族など皆さんの大切な人と、最期を迎えようとするときの話をしてみませんか。

[公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（外部サイトヘリンク）](#)

- **骨髄バンク推進月間**

白血病など血液の難病の患者さんは、骨髄移植および末梢血幹細胞移植により治ることが期待できます。これらの移植は、患者さんの血液と同じ血液のタイプ（白血球の型=HLA型）を持つ方が、骨髄などを提供してくださることにより行われます。一人でも多くの方が骨髄等提供希望者として登録してもらえれば、多くの患者さんの命が救われます。骨髄などの提供への協力に理解をお願いします。

[公益財団法人日本骨髄バンク（外部サイトヘリンク）](#)

- **高齢者雇用支援月間**

事業主のみならず、広く国民の皆様に対して高齢者の雇用問題についての理解と協力を要請するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が厚生労働省等と協力して、さまざまな啓発活動を展開します。

- **1日 法の日 / 1日～7日 「法の日」週間**

「法の日」は、法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として昭和35年に制定されました。以来これに基づいて、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、講演会、座談会、無料法律相談など各種の行事が実施されています。また、10月6日には、法務省・最高検察庁の共催で、イベントが実施されます。

[法務省「法の日フェスタ in 赤れんが2019」（外部サイトヘリンク）](#)

- **1日 国際高齢者デー**

昭和57年（1982年）の高齢者問題世界会議で採択され、同年に国連総会によって承認を得た「高齢化に関するウィーン国際行動計画」を受け、平成2年（1990年）12月14日の国連総会で10月1日を「国際高齢者デー」とすることが採択されました。

- **2日 国際非暴力デー**

この日はインド独立運動の指導者であるマハトマ・ガンジーの誕生日に当たり、「非暴力の原則の普遍的意義」および「平和、寛容、理解および非暴力の文化を実現する」意思を再確認し、「教育や国民意識を高める運動を通して非暴力のメッセージを広める」ための機会とされています。

- **10日 世界メンタルヘルスデー**

平成4年（1992年）にNGO世界精神衛生連盟（WFMH）が、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、人々に体験発表の場を設けるためにこの日を定めました。

- **11日 国際ガールズデー**

平成23年（2011年）12月の国連総会で定められました。世界の国々、とりわけ開発途上国では、女の子の多くが、経済的、文化的な理由により学校に通えず、10代前半での結婚を余儀なくされ、貧困の中で暮らしています。こうした状況の改善を目指し、様々なイベントが行われます。

- **17日 貧困撲滅のための国際デー**

昭和62年（1987年）のこの日、10万人以上の人々が世界人権宣言の採択されたパリのトロカデロに集まり、「貧困は人権の侵害である」と声をあげたのが由来です。あらゆる国々において貧困撲滅の必要性を広く知ってもらうことを目的として定められました。

- **15日～21日 精神保健福祉普及運動**

「精神保健福祉普及週間」は、精神障害者の福祉の増進と国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。地域社会における精神保健と精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療、そして社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害発生の予防や国民の精神的健康の保持・増進を図ります。毎年全国大会が関係省庁と関係団体の後援の下に実施されています。